

工場立地法の概要

1. 目的 (法第1条)

工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与することを目的としている。

2. 生産施設、緑地及び環境施設に係る規制の仕組み

届出(法第6条等)：工場の新設・増設に関する届出義務



工場立地に関する準則の公表(法第4条、第4条の2)

1. 敷地面積に対する生産施設の面積の割合の上限 **10~40%**

(業種によって10、15、20、30、40%のいずれかになる。)

2. 敷地面積に対する緑地面積の割合の下限 **20%**

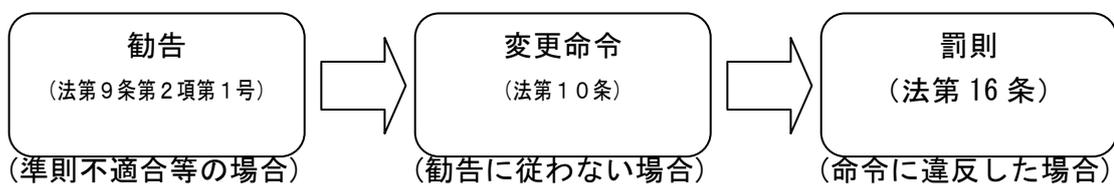
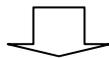
(都道府県・政令市が独自の割合を設定できる幅→(±10%))

3. 敷地面積に対する環境施設面積(含む緑地)の割合の下限 **25%**

(都道府県・政令市が独自の割合を設定できる幅→(±10%))

※既存工場(法施行以前に設置された工場)に対しては、生産施設の変更等の際、逐次緑地の整備を求める措置が設けられている。

※現在、1都6県4政令市が、緑地面積と環境施設面積について独自の割合を設定している。



(1) 届出対象工場 (特定工場)

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱発電所は除く)(施行令第1条)

規模：敷地面積 9,000 m²以上 又は 建築面積 3,000 m²以上 (施行令第2条)

(2) 届出先

当該工場が立地している都道府県の知事又は政令指定都市の長。ただし、都道府県知事が市町村に事務委任をしている場合は、当該工場が立地している当該市町村の長。

都道府県及び政令市の地域準則（緑地面積率及び環境施設面積率）

自治体	用途地域	緑地面積率	環境施設面積率
北九州市 (H11.6.14 施行)	住居・商業系地域	25	30
	準工業地域	—	—
	工業地域	15	20
	工業専用地域	15	20
横浜市 (H12.4.1 施行)	住居・商業系地域	25	30
	準工業地域	—	—
	工業地域	15	20
	工業専用地域	15	20
川崎市 (H12.11.1 施行)	住居・商業系地域	—	—
	準工業地域	—	—
	工業地域	—	—
	工業専用地域	15	20
神奈川県 (H13.4.1 施行)	住居・商業系地域	25	30
	準工業地域	—	—
	工業地域	15	20
	工業専用地域	15	20
三重県 (H15.1.15 施行)	住居・商業系地域	—	—
	準工業地域	—	—
	工業地域	15	20
	工業専用地域	15	20
東京都 (H17.4.1 施行)	住居・商業系地域	—	—
	準工業地域	15	20
	工業地域	15	20
	工業専用地域	15	20
広島県 (H17.4.1 施行)	住居・商業系地域	—	—
	準工業地域	15	20
	工業地域	10	15
	工業専用地域	10	15
山口県 (H17.4.1 施行)	住居・商業系地域	30	35
	準工業地域	—	—
	工業地域	10	15
	工業専用地域	10	15
千葉県 (H18.4.1 施行)	住居・商業系地域	—	—
	準工業地域	15	20
	工業地域	15	20
	工業専用地域	10	15
堺市 (H18.4.1 施行)	住居・商業系地域	—	—
	準工業地域	15	20
	工業地域	10	15
	工業専用地域	10	15
愛媛県 (H18.4.1 施行)	住居・商業系地域	—	—
	準工業地域	—	—
	工業地域	10	15
	工業専用地域	10	15

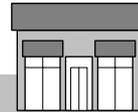
数値：面積率の下限値（％）、—：準則の設定なし

工場敷地



○生産施設面積比率の上限が、業種により10、15、20、30、40%に決められる。

○その他の施設（駐車場、事務所、研究所、倉庫等）に関する規制はない。



○緑地を含む環境施設の面積の割合について

→25%以上（ただし、敷地周辺に15%以上配置）

→25%のうち緑地20%以上（下欄）。残り

5%は緑地又は緑地以外の環境施設（噴水、水流等の修景施設、屋外運動場、広場、一般開放された体育館、企業博物館等）

→地方自治体が、地域の実情に応じて、国が定める区域の区分ごとに15~35%の範囲で独自に設定できる。（15%~35%）

○緑地の面積の割合について

→敷地面積の20%以上

→地方自治体が、地域の実情に応じて、国が定める区域の区分ごと10~30%の範囲で独自に設定できる。

